今後の農作物の栽培管理等について

 令和３年（2021）年８月1９日

* 農薬を使用する際は、農薬ラベルをよく確認し、使用基準を遵守してください。

また、長野県、（一社）長野県植物防疫協会発行の「長野県令和３年農作物病害

虫雑草防除基準」(<https://www.pref.nagano.lg.jp/bojo/yaku/bojokijyun/1.html>)

を参考としてください。

**１　共通事項**

（１）被害状況の確認や排水等の作業を行うにあたっては、安全確保を最優先とする。

**２　農業機械**

（１）農業機械が浸水した場合は、感電のおそれ等があるため、エンジンは絶対に始動しない。

（２）農業機械が泥をかぶった場合は、速やかにできるだけきれいに泥を洗い落とす。

（３）農業機械が被災した場合、オーバーホールとオイル交換は、必ず実施しなければならないので、早めに専門業者等に連絡し処置する。

**３　水　稲**

（１）大雨の降った圃場では、一刻も早く排水措置を講じ、穂を水に接触させないようにする。

（２）大雨後は、いもち病(穂いもち)などが発生しやすいので防除を行う。

（３）土壌の酸素不足が懸念される場合は、間断潅水などにより根の健全化を図る。

**４　大豆、そば**

（１）湿害が発生すると生育が不良になり大きく減収するため、ほ場が湛水した場合は早急に排水を行う。

（２）大豆では着莢期以降の通常防除(殺菌剤、殺虫剤)を確実に実施する。

**５　果　樹**（りんご・もも・核果類）

（１）排水対策

ア　排水性の悪い園では、明渠などの排水対策を講ずる。特に、もも、プルーン等の核果類は湛水条件下で根の障害を受けやすく、樹勢衰弱等が発生しやすいので、早急に排水対策を講じる。

イ　りんごわい性台木は耐水性が劣るので、わい性台木樹の園では、特に排水対策の徹底を図る。

（２）樹体および果実の日焼け対策

ア　主枝、亜主枝等、骨格枝の背面部は日焼けが発生しやすい。徒長枝は全て剪除せず、30cm

程度の間隔で中庸な徒長枝を残し、「日除け」枝を設ける。葉がない部位は、白塗剤、稲わ

ら等で日除け対策を講ずる。

　果実への日焼けは、「つがる」などの早生種だけでなく「秋映」「シナノゴールド」など

中晩生種にも発生するので、発生が懸念される園地では早急に遮光資材を設置する。

（３）かん水

ア　天候やほ場の水分状態、土壌条件に合わせて、適宜かん水を行う。かん水量は表１の基

準（果樹指導指針）を参考とする。

なお、かん水設備のない地域では土の湿潤状況を調べ、かん水が必要な場合は、樹冠下

を中心にほ場面積の60％程度を目安として散水する。かん水後は、蒸散防止のため敷きわ

ら・マルチ等を行う。

|  |
| --- |
| 表１ かん水量とかん水間隔の基準 |
| 土 壌 　　１回のかん水量 　 かん水の間隔 |
| 粗粒質 ２０mm 　４日 |
| 中粒質 ３０mm 　 ７日 |
| 細粒質 ３５mm 　９日 |
| 黒ボク土　　　　　３５mm　　　　　　　　 ９日 |

（５）その他（収穫・害虫対策ほか）

ア　すでに収穫期を迎えている品目は、果皮色に頼らず果肉硬度を優先して適期収穫を行う。

イ　高温乾燥によりハダニ類・シンクイムシ類・アザミウマ類などが増加しやすいため、適期防除に努める。特に、ハダニ類防除にあたっては、散布むらが生じないように注意する。

**６ 花　き**

（１）滞水が続いたほ場は、液肥の葉面散布を行い、草勢の回復を図る。

（２）泥やゴミなどの付着物は早急に洗い落とす。

（３）支柱が倒伏した場合は早めに立て直し、補強を行う。

（４）雨天が長期間続いた後に高温に遭遇すると、葉焼けや生理障害が発生しやすいので、施設では適宜遮光を行う。

（５）病害予防のために、農薬使用基準を遵守し、殺菌剤の散布を行う。

**7　 野　菜**

（１）雨水の流入等の心配のあるほ場では、特に生長点付近の組織が長時間冠水することがないよう、明渠等を設置し、速やかにほ場の外に排水できるようにする。冠水した場合は、茎葉等に付着した泥やゴミを速やかに洗い流すとともに、降雨等により裂果や葉傷み等が発生した場合は、損傷した果実や茎葉を除き、農薬使用基準を遵守し殺菌剤を散布する。

（２）アブラナ科野菜では、軟腐病や腐敗病に加えて黒斑細菌病などの細菌性病害の発生が助長される。時期を逸しないように適切な防除を行う。

（３）表土が乾いたら、浅く中耕し土壌の通気性を高める。生育状況を見ながら、土寄せ、追肥、液肥の葉面散布等により生育の回復に努める。

（４）果菜類では根痛みによる草勢低下を防ぐため、早めに摘果等により着果負担を軽減する。また、下位にある古葉や病害に侵された葉を除き、風通しと受光を確保する。

**８　畜　産**

（１）畜舎及び周辺を点検し、特に、開閉部がしっかりと固定されているかなど、破損の確認と修繕を進める。雨水の流入か所、浸水等を確認して、今後雨水流入等が無いように土のうを準備しておき、速やかに排水できるよう周囲の排水対策を行う。

（２）ハウス畜舎、堆肥舎は破損部の補修、支柱・筋交い等の補強により倒壊を防ぐ。特に強風によりフィルムが飛ばされないようにフィルム押さえバンドの点検増設を検討する。

（３）停電に備え、搾乳機やバルククーラー、換気扇などの緊急電源のための自家発電機の点検を行う。　発電機の準備が無い場合はＪＡ等関係団体と連携をとり、災害発生時の対応について協議しておく。

**９　菌　茸**

（１）停電が発生し室温と外気温の差が大きい場合は、短時間であればドアの開閉を控える。

（２）停電が長時間にわたる場合は、施設内の温度上昇に留意して適宜、換気を行う。

（３）施設が浸水した場合は、次の対策を行う。

　　・電気設備は、起動前に十分な点検を行い、漏電事故が発生しないよう注意する。

　　・収穫できるものは、早めに収穫、包装する。

　　・生育中、水がかかった生産物は速やかに施設外へ搬出し、処分する。

　　・室内の浄化を図るため、施設を空にして水で泥等を洗浄する。

（４）洗浄後は、除菌剤（0.1～0.05％次亜塩素酸ナトリウム）を散布し、乾燥させる。

オゾンガス発生装置がある場合は、オゾン処理方法に従って除菌する。

（５）次亜塩素酸ナトリウム散布後は、十分換気してから培養基を搬入する。（直後の搬入は避ける。）

**10　鳥獣害対策**

（１）広域防護柵、簡易電気柵を点検し、支柱の補強・通電線の張りの調整を行う。

（２）台風等の通過後に２次災害の危険が解除されたら、速やかに防護柵等を点検する。倒木等による破損や漏電が確認された場合は、直ちに修繕を行う。

（３）鳥の追い払い資材を使用している場合、風で飛ばされないように回収し、台風通過後再度設置する。